

休眠預金規定

1. 規定の適用範囲

本規定は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます）にもとづき、当行における預金等に共通して適用する事項を定めます。

なお、本規定は、各預金等の規定に定める預金規定とともに適用されます。

2. 休眠預金等

「休眠預金等」とは、本規定第3条で定める預金等について、本規定第5条で定める最終異動日等から10年を経過したものです。

この預金にかかる資金は預金保険機構に移管されます。

3. 預金等

「預金等」とは、普通預金および定期預金等の預金保険法上の付保対象とされているもの（外貨預金等は除きます）をいいます。

4. 異動事由

当行は、預金等について、以下の事由を休眠預金等活用法に定める異動事由として取り扱います。

- ① 払戻し、受入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）。
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります）。
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます）の対象となっている場合に限ります）。
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく、定期預金等規定集における預金の預金通帳または証書の記帳もしくは繰越があったこと。
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく取引店の変更および契約内容の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります）。
- ⑥ 総合口座取引規定および社員総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

5. 最終異動日等

(1) 預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 本規定第4条に掲げる異動が最後にあった日。
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

(2) 本条第1項第2号における、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げるいずれかの事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合
当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 本規定第4条第1項から第6項のいずれか異動事由が生じたこと。
 - (b) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

6. 複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

7. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 本規定が適用される預金等について、本規定第2条による休眠預金等に該当し、当行が休眠預金等活用法にもとづく手続を行った場合、この預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支

払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、本条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます）が生じたこと。
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）。
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権の強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと。
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
- ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても効力を有するものとします。

8. 規定の変更

当行がこの規定を改定する場合は、当行本支店において改定内容を記載したポスター等の掲示、インターネットホームページへの掲示により告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以 上